

産業財産権法改正（2018年5月18日付官報公布）の主な内容

- (1) **非伝統商標を保護対象に追加（第 89 条 I, V, VI）**
音や匂い、ホログラフィーなどによる標識を商標としての保護対象に追加する。TPP の第 18.18 条に対応。
- (2) **いわゆる「トレードドレス」を保護対象に追加（第 89 条 VII）**
商品のパッケージなど、大きさ、型、色の混合、構造、画像などが商品の全体的なイメージを形成するいわゆる「トレードドレス」を保護の対象に追加する。
- (3) **セカンダリー・ミーニングを獲得した記述的商標の保護（第 90 条）**
通常は商標登録の対象とならない商品やサービスの性質を直接説明するような記述的商標であっても、継続して使用していくことに伴って消費者の認知度が上がり、後に商品の出所についての識別力（「セカンダリー・ミーニング」）を獲得した場合、商標としての保護対象に加える。
- (4) **悪意の商標登録を排除する規定を導入（第 151 条 VI）**
不正に利益を得る目的や他人に損害を与える目的で出願・登録を排除する規定を導入。
- (5) **商標の使用宣誓書の提出義務を導入（第 128 条）**
商標登録から 3 年が経過した後、3 カ月以内に商標権者は実際に商標を使用したことをメキシコ産業財産権庁（IMPI）に対して宣誓する義務を導入。宣誓書を提出しないと商標登録は取り消される。
- (6) **異議申し立て制度のプロセスの改善（第 120 条 BIS-2）**
2016 年 8 月末に導入された異議申し立て制度（[ビジネス短信 2016 年 6 月 7 日付参照](#)）において、登録申請者と異議申し立てを行った者による双方の根拠が提出された後、異議申し立ての受理あるいは却下の通知を IMPI が行った後、さらに 2 日間、双方からの書面による申し立てを受け付けるプロセスを追加。ただし、異議申し立てのプロセス中であっても IMPI は登録審査を続けることができる。TPP の第 18.23 条に対応。
- (7) **コンセント制度の導入（第 90 条）**
商標の登録審査において出願商標が先行登録商標に類似すると判断される場合においても、当該先行登録商標の商標権者が同意をすれば出願商標の登録を認める「コンセント制度」を導入。

(8) 証明商標を保護対象に追加（第 98 条、第 98 条 BIS）

商品やサービスの製造・提供方法、品質、正確さなどの特徴を証明する標識を「証明商標」して登録する制度を導入。TPP 第 18.19 条に対応。

(9) 周知商標・著名商標の保護プロセスの改善（第 98 条 TER）

IMPI に対して自身が権利を有する商標が周知商標・著名商標であることを宣言させるためには、以前は当該商標が事前に登録されていなければならなかった。今回の改正により、事前登録の要件はなくなった。TPP の第 18.22 条に対応。

(10) 一部の無効理由について無効審判請求期間の延長（第 151 条）

登録された商標が先行登録商標に類似すると判断されることを理由に、当該商標登録の無効審判を請求できる期間について、登録から 3 年以内を 5 年以内に延長する。

以 上